

時間外投げ込み

青 畜 号 外
平成 28 年 12 月 5 日

報道機関各位

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

家きん（2例目）における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の遺伝子解析
及び高病原性鳥インフルエンザウイルスのNA亜型の確定について

農林水産省から、平成28年12月2日に青森市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（県内2例目）について、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が実施した検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ「H5N6亜型」の患畜であることを確認したとの発表がありましたのでお知らせします。

報道機関用提供資料	
担当課	農林水産部畜産課
担当者	衛生・安全グループ 村井総括主幹
電話番号	直通 017-734-9498 内線 4818
報道監	農林水産部 高谷次長（内線 4967）

青森県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の遺伝子解析及び高病原性鳥インフルエンザウイルスのNA亜型の確定について

平成28年12月2日に青森県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（青森県における2例目）について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。

また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N6亜型であることが確認されました。

1. 概要

（1）平成28年12月2日に青森県の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（青森県における2例目）について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

（2）これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家畜を患畜と判定しました。

（3）また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N6亜型であることが確認されました。

（注）国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関（部門長 坂本研一）

2. その他

（1）当該農場は、11月28日に発生した農場の移動制限区域内にあることから、11月28日に当該発生農場の疑似患畜が確認された時点から飼養家畜等の移動を禁止しています。

（2）なお、我が国では、これまで家畜肉及び家畜卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

（3）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

（4）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

3. 参考

平成28年12月2日付けプレスリリース「青森県における新たな高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について」

http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/161202_6.html

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：石川、木下

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-8292

FAX：03-3502-3385